

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）と鳥羽市（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1の1の表子育て環境の充実の項の前に次のように加える。

医療体制の確保	救急医療体制を確保するため、休日夜間の一次救急医療体制（休日・夜間応急診療所）を維持運営する。	伊勢市休日・夜間応急診療所を運営する。	伊勢市休日・夜間応急診療所運営（歯科に限る。）に必要な経費を負担する。
---------	---	---------------------	-------------------------------------

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年3月31日

甲 伊勢市岩淵1丁目7番29号

伊勢市

伊勢市長 鈴木 健一

乙 鳥羽市鳥羽3丁目1番1号

鳥羽市

鳥羽市長 中村 欣一郎